

1. 甘楽町の歴史的風致形成の背景

(1) 甘楽町の地勢等

① 自然的環境

甘楽町は群馬県の南西部に位置し、北緯36度14分23秒、東経138度55分30秒の位置にあり、面積は58.61km²である。

東は高崎市、西と北は富岡市、南は熊倉、雲津連山や稲含山系を境に藤岡市と甘楽郡下仁田町と隣接している。



南の標高1,370mの稲含山から北に傾斜し、南部の山間地、中央部の丘陵地（中央平均標高300m）、北部の平坦地（標高115m）と変化に富んでいる。

富岡市との境界を鋤川が流れ町の中心部に雄川、西部に下川、東部に天引川が流れ、それぞれ北部で鋤川に注いでいる。



■稲含山



■北部の平坦部



■鋤川

気候は、内陸性気候であるが比較的温暖で、雪や台風などの災害は少ない。年間平均気温は14度、最高気温（月平均）30.4度（8月）、最低気温（月平均）は、-3.

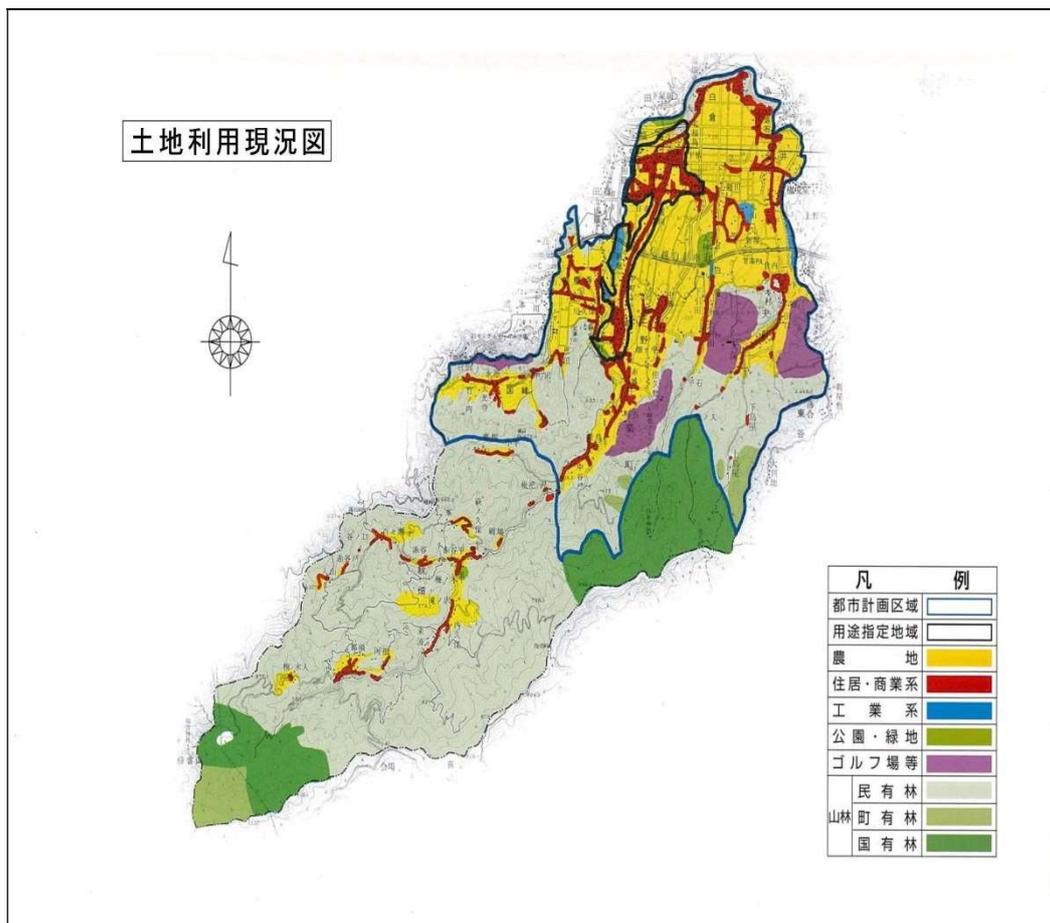
2度（1月）で秋畑地区の山間部と福島地区の平坦部とでは、平均3～5度の気温差がある。

雨量は、最も少ない月（12月）で10mm、多い月（7月）で190mm、年間総雨量は、990mmである。

② 社会的環境

ア 土地利用

南部の山間部では、段々畑が多くそばが栽培されている。中央部の丘陵部では、肥沃な土地を利用し、畑作地帯として生鮮野菜やこんにゃく芋の栽培が盛んである。北部である釜川沿いの平坦部は、稲作などの農業生産が盛んであり、地域資源を活用した地場産業が息づいている。



イ 道路

平安時代の『延喜式』には、上野国におかれた九カ所の御牧の一つ「新屋（仁井屋）の牧」が開設されたとあり、甘楽町の新屋地区であると推定されており、当時の往来を物語っている。

織田信長の二男信雄（のぶかつ）に元和元年（1615）に小幡が与えられ、翌年には、信雄の子信良が福島御殿に入った。福島は下仁田街道と呼ばれる脇往還が通っている。この下仁田街道は、武州本庄から信州追分までの間に11の宿場があり、そのうちのひとつが福島宿であった。

現在は、一般国道254号線となり、沿道は、住民の日常生活を支える商業地となっている。また、本路線の北部にバイパスが平成21年2月に開通し沿道への商業施設の進出が期待されている。

主要地方道富岡神流線の整備も進んでいる。また、関越自動車道高崎JCTを起点に、群馬県と茨城県を結ぶ北関東自動車道の整備も進み、東北自動車道に接続すると東西南北いずれにも通じる高速道路網の完成も目前である。



北関東自動車道が全線開通すると、茨城県ひたちなか市まで約2時間で結ばれることとなる。

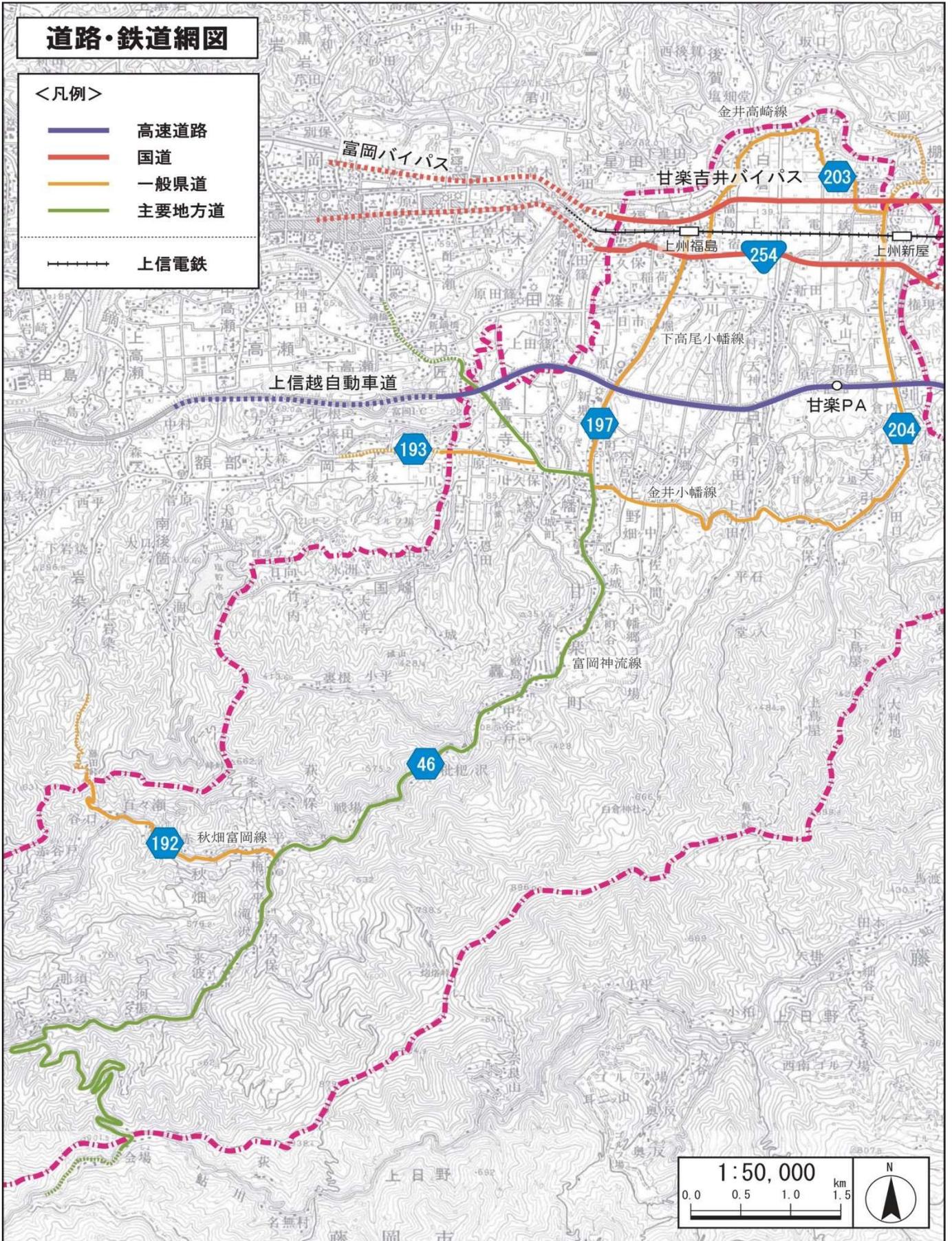
東京までの所要時間は、自動車でも高速道路を利用して都内まで約1時間である。定住人口の増加に多くを望めない時代にあっ

て、甘楽町は交流人口を「第三の人口」として位置づけ、名水百選「雄川堰」、江戸時代の「町割」と近代の「養蚕農家群」で構成される町屋地区の歴史的な景観、名勝「楽山園」、地産地消の拠点「道の駅 甘楽」、蕎麦打ち、炭焼きなどの農業体験や里山体験により都市と農村の交流を深める「甘楽ふるさと館」や市民農園である「甘楽ふるさと農園」などにより、年間11万人の交流人口がある。

道路・鉄道網図

<凡例>

- 高速道路
- 国道
- 一般県道
- 主要地方道
- - - 上信電鉄



ウ 公共交通

鉄道は、町の北部を通る私鉄の上信電鉄が高崎市から下仁田町まで通じ、町内には上州新屋駅と上州福島駅の2駅が設置されている。

鉄道で高崎へは27分であり、新幹線を利用して東京駅まで1時間30分である。乗降客数が最も多いのは、上州福島駅で、便益施設、駐輪場及び駅前周辺の歩道整備などの環境整備を町で行っている。

路線バスは、利用者の減少により平成7年度に2路線が廃止され、その代替策として那須線及び額部線の2路線を乗合タクシーとして平成8年度より運行してきたが、この乗合タクシーにおいても利用できる地域が限られ、利用者数は減少の一途であったため廃止（平成26. 3.31）となった。

現在は交通不便地域の解消と高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保を目指し10ヶ月間の試行運行を経て、平成26年度4月より、町内全域を対象としたデマンドタクシーを運行している。

(2) 甘楽町の歴史

① 原始時代

4世紀初めまでを、原始時代というが、甘楽町においては、土器に施された縄などの編目のような文様が土器につけられて焼かれた縄文式土器が、秋畑地区の粟ノ沢などでその破片が発見されている。粟ノ沢遺跡は、昭和25年(1950)秋畑中学校(現町立第三中学校)新築工事中に校庭敷地内から石器類が発見され、石鏃、石匙、石錐、石皿、凹石及び石棒などの縄文時代後期の文化遺産である。

自由に山野を駆け回り鳥獣や魚菜類を捕獲採集していた縄文時代から、播種に始まり苗の仕立管理等収穫まで、労働力の配分を計画的に行わなければならない弥生時代の遺跡は、佐久間遺跡(小幡地内)、竹の内遺跡(国峯地内)、紅葉山遺跡(善慶寺地内)、中村遺跡(上野地内)、下小塚遺跡(白倉地内)、及び笹遺跡(小川地内)など甘楽町のほぼ全域にわたって分布している。

② 古代

甘楽町には、古墳時代の遺跡が数多くあり現存する古墳は、そのほとんどが古墳中期から末期に造営されたものである。

群馬県は古墳の多い地域であり、甘楽町においても、『上毛古墳綜覧』昭和13年(1938)によると小幡地区に9箇所、福島地区に54箇所、新屋地区に18箇所が記載されている。

甘楽富岡地区に現存する前方後円墳は、県指定史跡の笹森古墳とその東方400mにある5世紀前半の造営と推考されている町指定史跡の天王塚古墳だけである。

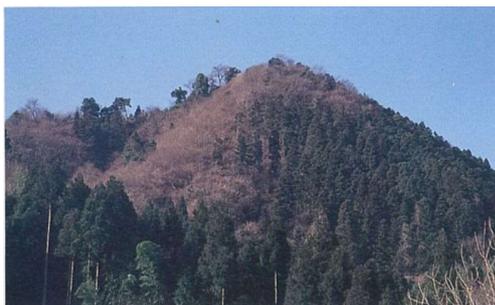
甘楽町においては、耕地を六町間隔で縦横に区切り、六町間隔の列を条、六町平方の区割りを里、一里は一町間隔で三十六の坪とした条里制に伴い、福島、庭谷及び白倉地区に条里制遺構が存在し福島地区などには、「七反田」、庭谷地区には、「二反田」、「四反田」、「五反田」、白倉地区には「八反田」の地名があり碁盤目になって整然と区割りされている跡をみることができる。

③ 中世

鎌倉時代にはいと、小幡氏の活躍がみられる。小幡氏は、『武蔵七党系図』による

と児玉党の一派で、この党の中に小幡平太郎の名が見られ、13世紀初頭には小幡の地に居住し勢力を確立していたといわれている。

南北朝時代以降、上杉氏が上野国守護となりその支配力が強固になると、西上野の拠点の一つとして甘楽の地が重要視されてきた。各所に城が築城され当町には、白倉城、国峯城、庭谷城、天引城などがある。



■国峯城址



■麻場城址

特に白倉城は、麻場城・仁井屋城の2域からなる典型的な別城一郭で、城主の白倉氏は、小幡氏と並んで関東管領上杉氏の重鎮として上州八家の一つ、また四宿老（長尾、大石、小幡、白倉）の一人として活躍した。

小幡氏は、西上州において大きな役割や影響を及ぼした。居城の国峯城は中世における大城郭で、他には見られない特異な構成であり、山城部・丘城部・平城部が東西2km、南北2.5kmの広範囲に展開しており、高低差は244mをはかる。



■小幡氏紋付赤備え具足
(町指定重要文化財)

その後、武田信玄の幕下に加わり、武田軍団の先陣として武勇をさせ「赤備え」着用を許され、上州の赤武者として恐れられ武田24将の一人にも数えられた。

この「小幡の赤備え」等の武田の赤備えが後の「井伊赤備え」の根本となっている。

武田氏滅亡後は、織田信長支配下の滝川一益に従い、本能寺の変以後は小田原北条氏の勢力下に入ったが、天正18年（1590）豊臣秀吉の小田原城攻めに際して国峯城も秀吉軍により落城した。甘楽の地を徳川家康に明け渡し真田氏をたよって信州へ去っている。

天正18年（1590）から慶長6年（1601）までの11年間は、小幡領2万石

として奥平信昌が領主となり、国峯城の枝城（富岡市）に入った。奥平氏は甘楽郡奥平郷（現高崎市）出身で、徳川家康に属して長篠の戦で武功をあげ、家康の長女亀姫を夫人とした。

慶長6年（1601）から慶長7年（1602）の1年間は、奥平信昌の四男で徳川家康の養子となった松平忠明が領主となった。

④ 近世

慶長7年（1602）から元和元年（1615）までの13年間は、水野忠清が小幡1万石を領した。

この間の慶長15年（1610）から元和元年（1615）までの5年間は、箕輪城12万石の領主井伊直政の二男直孝が、福島に陣屋を築き甘楽郡東部の地1万石を支配した。

元和元年（1615）に、織田信長の二男信雄に大和国宇陀郡三万石、上州小幡二万石が与えられ、翌元和2年（1616）に信雄の子信良（2代藩主）が福島の御殿に入り、織田氏による小幡藩政が開始された。

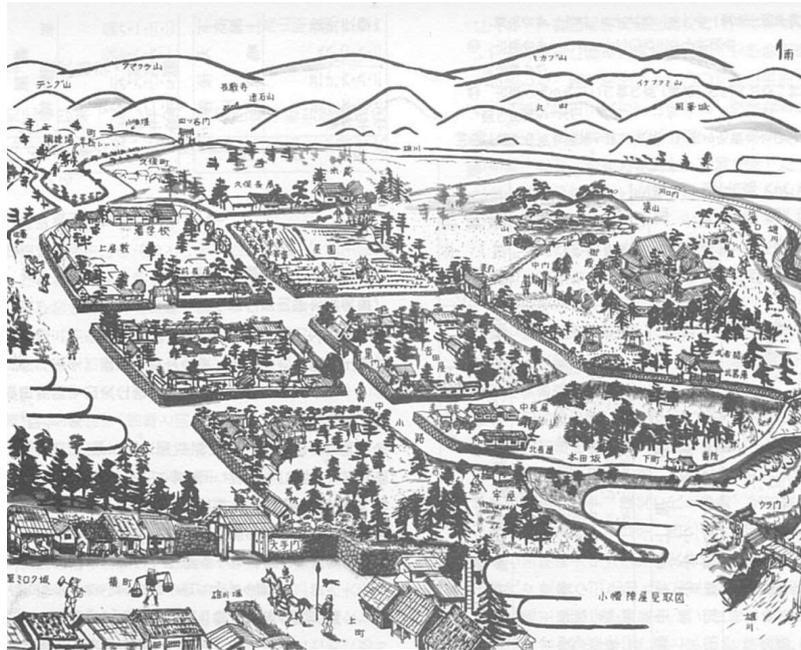
2代信良は、寛永3年（1626）43歳で死去した。嫡男信昌が2歳で相続したが、祖父（信雄）の命により叔父織田高長が後見役となった。

3代信昌は、寛永6年（1629）に小幡への移転を決め、場所を見立て、地割・用水割・水道見立てを行い、13年後の寛永19年（1642）に普請を完了して小幡陣屋に移転し、小幡陣屋は小幡藩の中心となった。陣屋屋敷に南面して楽山園と呼ばれる庭園が造営された。

楽山園の造営年代・造営主については不明な点が多いが、『楽山園由来記』によれば、元和7年（1621）に織田信雄が造営したといわれている。

8代信邦治世の明和3年（1766）に藩政建て直しをめぐって重臣間で内紛が勃発した。このことが、幕府の表沙汰となり、小幡藩主名代や『柳子新論』で幕政を批判した山県大弐など小幡藩と関わりがあった多数が処罰された「明和事件」が起こった。

翌明和4年（1767）に信邦は蟄居となり、弟の信浮は養子として認められ、出羽高畠2万石を与えられ移封となった。織田氏の、8代152年にわたる小幡藩の統治は終わった。



■小幡陣屋見取図

織田家移封の後、明和4年（1767）9月に小幡2万石に封じられたのは、奥平家とも縁続きの親藩で、陸奥・上野・伊豆の約2万5千石を領し、若年寄を勤めていた松平忠恒である。

3代忠恵は、50年にわたり藩主や幕府の奏者番、若年寄の要職を勤めた功績により嘉永3年（1850）に「城主格」を拝命し、以後小幡陣屋は、「小幡城」と呼ばれた。

4代忠恕は小幡藩最後の藩主。明治2年（1869）版籍奉還まで102年間続いた。

⑤ 近代

慶応3年（1867）に大政奉還が行われ、翌年には旧幕府直轄領と旗本領は岩鼻県となった。明治2年（1869）に版籍奉還が行われ、藩主の松平忠恕は小幡藩知事に任命された。明治4年（1871）廃藩置県の詔が下ると、岩鼻県も含め第1次群馬県が設置された。

明治6年（1873）6月、第1次群馬県と旧川越藩の入間県とで熊谷県となった。同年に小幡陣屋の土地・建造物・立木などが払い下げられている。昭和54年（1979）刊行の『甘楽町史』には、旧県庁一式・糺問所一式・土蔵3棟・撃剣場一式などがあり、内訳として畳・障子・襖などの建具とこれらの代金が記されている。

明治9年（1876）に入間県が除かれ、旧館林藩の栃木県とで現在の群馬県が成立した。明治22年（1889）町村制施行で、現在の集落の原形である、小幡町、秋畑村、福島町及び新屋村が成立した。

昭和30年（1955）小幡町と秋畑村が合併し、昭和34年（1959）2月に小幡町・福島町（一部富岡市に合併）・新屋村が合併し、現在の甘楽町が誕生した。

産業においては、わが国蚕糸業の画期的な事業として、明治5年（1872）7月に、官営富岡製糸場が建設され、同年10月より操業が始められた。

この工場建設にあたっては、瓦、レンガ、石材、用材等の資材の調達及びその運搬で、甘楽町の先人も大いに貢献した。建築に用いた石材は、小幡地内の連石山から切り出された。また、現在町の地場産業となっている瓦製造業も、旧幕府時代から福島地区で同地の粘土層を用いて瓦を製造していたが、官営富岡製糸場建設の特需により、大いに発展しその後の基礎となった。



■甘楽社小幡組正門前



■小幡組全景

養蚕及び製糸業の隆盛は、安政6年（1859）の横浜開港前後に始まり、製糸の輸出が増加するにつれ、品質の均一化と良質化が求められ、収益の増加を図るために、甘楽町においても組合制による揚げ返し工場が設立された。

甘楽町で最初に設立されたのは、明治11年（1878）3月、村有志29名の発起により始められた小幡組である。その後、産業組合法改正により「小幡組有限責任信用販売甘楽社」となり、やがて産業組合の連合会が制度化されることになった。

甘楽社（明治26年（1893）改称）もその適用を受け、所属していた129組合は一斉に組織変更を行い、ここに「有限責任信用販売組合甘楽社小幡組」が誕生した。

特に、城下町小幡の町屋地区の農家は、養蚕農家に形態が変わっていった。群馬県の

養蚕は、近代から現代まで全国一の隆盛を極め、産業経済の主軸をなしてきた。

甘楽町においても、好不況の波にほんろうされることはあったが、永い間農業収入の大部分を占め地域経済を大いに潤してきた。



■養蚕風景（昭和40年代）

江戸時代より明治初年にかけては、そのほとんどが年1回の春蚕だったが、先覚者である富岡製糸場初代工場長尾高惇忠、高山社創設者高山長五郎などによる養蚕飼育法などの確立、技術指導等により、明治中頃以降は、夏秋蚕が甘楽町でも一般化し飛躍的に収穫量は増大した。甘楽町は気候や河岸段丘である土質が養蚕の桑園に適地であったために永く養蚕が農業経営の主流であった。

しかし、甘楽町においても、生糸価格の低迷及び高齢化とあいまって、養蚕農家は急速に減少している。現在は東京などの大消費地の近郊としての利点を活かし、無農薬栽培や有機栽培などによる野菜生産やこんにゃく芋の栽培が主流となった農業経営が行われている。

昭和40年代に入ると、商業は、大きな駅、国道及び県道沿線で盛んになり、福島駅周辺や福島や小幡の国道、県道沿線を中心とした商業地となってきた。



■上州福島駅前商店街



■露地なす栽培



■自動車系工業団地

現在の商圈は、モータリゼーションにより、国道254号バイパス沿線の大型店舗に移り、福島駅周辺や、小幡地区の県道富岡神流線沿線の商店街は衰退傾向となり、生活利便性を確保するための日常生活品を中心とした商店街へと変貌している。

工業は、基幹となる工業が少なく建設、電気自動車関連の中小企業が多い状況である。

(3) 文化財の分布状況

① 指定文化財の分布状況

甘楽町には、数多くの文化財が残っている。国指定の文化財は、名勝の楽山園(らくさんえん)があり、また、重要無形文化財 木工芸 の保持者1名が認定されている。その他、登録有形文化財が4件ある。

県指定文化財については、重要文化財が2件、史跡が3件、重要無形民俗文化財が2件、天然記念物が1件の8件が指定を受けている。

町指定文化財については、重要文化財が53件、重要無形民俗文化財が14件、重要有形民俗文化財が1件、史跡が12件、名勝が5件、天然記念物が6件の計91件を指定文化財としている。

ア 国指定文化財

国指定文化財は、名勝楽山園1件である。

イ 国登録有形文化財

甘楽町には4件、4棟の登録有形文化財が小幡地区にある。登録されている物件は、「茂原家住宅主屋」木造二階建、瓦葺、建築面積207㎡、江戸中期「茂原家住宅米蔵」土蔵造二階一部三階建、瓦葺、建築面積55㎡、江戸後期「茂原家住宅隠居蔵」土蔵造三階建、瓦葺、建築面積35㎡、江戸末期「茂原家住宅西蔵」土蔵造二階建、瓦葺、建築面積41㎡、江戸末期である。

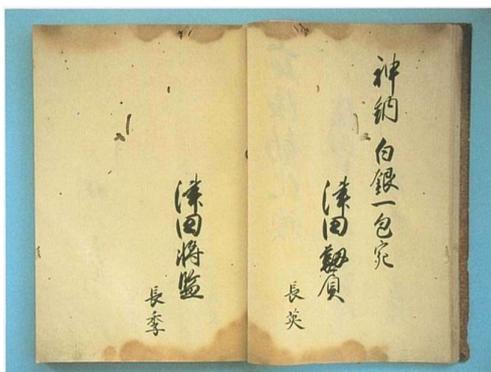
ウ 県指定文化財，町指定文化財

(ア) 小幡氏に関連する文化財

中世約430年間にわたり、甘楽町全域及び富岡市、安中市、高崎市の一部を治めていた小幡氏に関連する文化財としては、居城の「国峯城址」「峰城址」「麻場城址」「庭谷城址」「小幡氏歴代の墓」が町の指定史跡となっており、「小幡氏旧領弁録」「庭谷の五輪塔」「興巖寺の一石五輪塔」「小幡氏紋付赤備え具足」が町の重要文化財の指定を受けている。

(イ) 織田氏に関連する文化財

小幡藩政開始から152年間にわたり藩政を統治した織田氏に関する文化財としては、前述の名勝楽山園の他に、「織田氏七代の墓」が町の指定史跡となっており、「宝勝寺起立文書」「明和風土記」「織田氏家臣録」「森平家近世文書」「長岡家の薬医門及び四脚門」が町の重要文化財の指定を受けている。



■織田家家臣録



■織田氏七代の墓

(ウ) 松平氏に関連する文化財

松平氏は、織田氏の後に入封して102年間にわたり藩政を敷いた。松平氏に関連する文化財としては、前述の名勝楽山園の他に、「田村家近世文書」「小幡八幡宮拝殿の天井画」「小幡藩家臣注文打大小刀」、また、小幡藩松平氏邸の間取りが描かれている“上毛甘楽郡小幡御住居之図”〔文政10年(1827)〕や、当時の小幡藩政などが記されている「松浦家近世文書」、さらに織田氏が松平氏に引き渡した“陳屋絵図”〔明和4年(1767)〕や、松平氏の藩政を解明するのに重要な文書類が「高橋家近世文書」として町の重要文化財に指定され、「小幡八幡宮の屋台・飾り人形及び屋台ばやし」が町の重要有形民俗文化財の指定を受けている。

(エ) 武家屋敷の文化財

小幡藩時代の武家屋敷の文化財として、「旧小幡藩武家屋敷松浦氏屋敷」が群馬県の史跡の指定を受けている。松浦氏屋敷は、名勝楽山園から約300mの南方に位置し、小幡藩主織田氏の別邸であったといわれ、後に小幡藩主松平氏より松浦家に賜ったと伝えられ、屋敷の南に付属の庭園が造られている。

屋敷は、建築的特徴から18世紀末から19世紀初期頃の建造物と判断され、台所(土間)の西側に板の間、中の間、奥の間の3室を配置する三間取が基本で、19世紀中期頃に座敷、納戸、縁側が増築されている。現状は木造二階建、寄棟造、草葺の上にトタン葺。梁行2間半・桁行9間半が上屋、北側は梁行1間半の下屋を付け、南側には梁行2間半・桁行3間半の指出部を設けている。

庭園は、屋敷の南側に築庭され、中央部を東から西側に緩傾斜する地形を巧みに生かし湾曲させて、雄川堰より取水した小堰を流している。座敷の指出部が庭園の中央に位置しており、指出部は庭観賞の座敷として建てられている。池は指出部の全面に楕円形の池があり、庭西端に近い部分に方形の池が設けられているが、第2次世界大戦後に庭を縮小しており、このため池が2箇所分散している。もともとは一つの池であった。

名勝楽山園が藩邸とその庭であるのに対し、それに従う武家の屋敷構えを良好に伝えるもので、江戸時代の武士の生活環境と、当該地域の歴史を知る上で重要であり、学術的価値が極めて高く貴重であることから指定に至っている。

② 指定等文化財以外の文化財の分布状況

ア 古墳

甘楽町内では、県指定史跡となっている笹森古墳や、町の指定史跡となっている天王塚古墳、天引黒淵古墳群の塚一基、金比羅山古墳を含め、10箇所確認されている。

イ 中世城郭

甘楽町内では、数多くの城郭跡が残っており、いずれも小幡氏に関連する城郭跡である。小幡氏の居城であった国峯城の一部は、町指定史跡になっているが、前線基地または親族の居城であったと推測される上野城跡・倉内城跡・天引城跡・八幡山砦跡・長畝砦跡・大類屋敷跡については、指定等を行なわれていないが周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

ウ 街道

甘楽町を通過する道路で、道路史上に名前が出てくるのが、「下仁田街道」と「鎌倉街道」である。下仁田街道は、中山道本庄宿で分岐し、信州追分宿へ通じる街道で、11

の宿場のうち、福島地区に福島宿があり、小幡方面や下仁田方面からの物資の取次ぎ宿として賑わっていた。



■一般国道254号線

小幡藩主の参勤交代も小幡から福島宿に出て江戸に向かい、小幡に帰る時も同様であった。また、秋畑地区には山岳信仰の稲含山や稲含神社があり、これを目指す信仰者も、この街道を往来し福島宿から小幡、秋畑へと向かった。現在は一般国道254号線となっている。

鎌倉街道は、国道254号線の南方にあり、東は高崎市と接する天引川筋から町立新屋小学校南、町立第一中学校南を経て、県指定史跡「笹森古墳」の南から富岡市田篠へ抜ける路線で、現在は町道となっている。この中学校の南東方向に金光山があり、ここに白倉神社が鎮座している。この神社も山岳信仰が盛んであったため、近在の信仰者は鎌倉街道から、遠方者は下仁田街道を往来して参拝した。

小幡地区にある武家屋敷地区の道筋は、江戸初期に成立した道型を多く残している。また、武家屋敷地区を南北に通過する道路は、城下町が形成される前から存在したのか、屈曲・湾曲している。主要な街路遺構は、概ね東西・南北に付けられているが、T型やL型の交差が多くあり、これは戦国末期から江戸初期に造られた他地域の道路構造によく似ており、江戸期の絵図と現在の道路を重ね合わせると、多少の道路改良はあるものの、ほとんど変更が無いことがわかる。「表門」(大手門)から南側が武家屋敷地区であるため、この通りを「大手通り」大手通りから西に曲がり、藩邸に至るまでの通りを「中小路」と名付けられている。中小路は、幅が特に広く7間あり、両側に石垣が構築されている。また、表門から町屋地区を通して北方に延びる道路も幅が10間ある。

エ 城下の町並み及び水路

甘楽町内で町並みが残る区域で、最も顕著に現存している区域は、小幡地区の町並みである。小幡地区は武家屋敷地区と町屋地区に大別される。

『群馬県甘楽郡甘楽町小幡伝統的建造物群調査報告書』〔昭和58年（1983）〕によると、予備調査で武家屋敷地区では25棟、町屋地区で98棟が選定され、一次調査において武家屋敷地区17棟、町屋地区48棟が選定されている。町屋地区内の雄川堰には洗い場が設けられており、町並みと一体となった貴重な景観空間である。

他地区の町屋や町並みの調査は実施していないが、国道沿線、県道沿線や街道筋に町屋が点在しているのが確認できる。

小幡地区を北流する一級河川雄川から取水した雄川堰（大堰）は、小幡地区の人々の生活用水として、また小幡北方の福島・新屋地区の穀倉地帯を潤している。雄川堰は、いつ誰の手によって開設されたかは不詳であるが、中世の豪族小幡氏の家臣団の一部も当地で生活していたため、古くから開設されていた可能性がある。

雄川堰引込口から約645m下流に「吹上の石樋」と最後の小幡藩主松平忠恕公の篆額になる「石樋記」の石碑がある。堀沢川の上を流れる雄川堰の樋を慶応元年（1865）に、長さ約6m、幅1.8mの巨大一枚岩を組み合わせた石樋に取り換えている。「石樋記」は、この工事の功績を称えた石碑である。



■小幡の町並み



■雄川堰

雄川堰は、武家屋敷地区の東側を北流し、途中で二手に分流し、一方は横町を迂回して、再び「表門」（大手門）前で合流し、町屋地区へと北流している。この武家屋敷地区内には雄川堰より3箇所の取水口が設けられ、上流より一番口、二番口、三番口と呼ばれ、ここから小堰となる。

一番口は一升枧の大きさと、名勝楽山園や武家屋敷地区の南側を巡る小堰である。雄川堰引込口から約1,460m下流の所にあり、小堰の総延長は約2,180m。

二番口は五合枧の大きさと、武家屋敷地区の中央を巡る小堰である。一番口から約1

80m下流にあり、小堰の総延長は約990m。

三番口は三合柵の大きさと、武家屋敷地区の北側を巡る小堰である。二番口から約190m下流にあり、小堰の総延長は約1,880m。

これらの小堰は途中で分流しながら、武家屋敷地区内をくまなく張り巡らされ、最後には雄川に戻すように工夫されている。

なお、雄川堰は「名水百選」〔昭和60年（1985）〕環境庁（現環境省）、「水の郷百選」〔平成7年（1995）〕国土庁（現国土交通省）、「疏水百選」〔平成18年（2006）〕農林水産省、「選奨土木遺産」〔平成22年（2010）〕土木学会、「かんがい施設遺産」〔平成26年（2014）〕国際かんがい排水委員会に認定されている。

オ 農村集落に見られる文化財

甘楽町全体を見ると、古くから農村地帯であり、主に養蚕を行って来ていたため、農村の習俗や養蚕の慣習に関連する文化財が多く残っている。

特に秋畑地区の那須集落においては、斜面を切り開いた段々畑が広がり、「小さな石」を意味する「ちいじがき」が積み上げられ、こんにゃくや蕎麦が栽培されている。



■ちいじがきを練り歩く獅子舞



■蕎麦畑

この「ちいじがき」が積み上げられた独特の文化的景観は、文化庁の『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）』〔平成15年（2003）〕で、“集落に関連する景観”の<重要地域>に「那須集落の段々畑と石垣」の名称で調査されている。那須集落をあげて蕎麦等栽培することにより、その景観がしっかりと守られている。また、甘楽町内は、各集落内に1乃至2の寺社仏閣が残り、農村地帯における寺社仏閣のあり方が理解できる。

特に、宝積寺は「お菊の墓」のある寺として有名で、播州皿屋敷のモデルとも言われている。お菊は最後の国峯城主であった小幡信真の侍女であった。信真からの寵愛を一心に受け、妬んだ同輩侍女達は信真の食事に針を入れ、お菊の仕業にしたため、桶に入れられ生きてまま池に沈められてしまった。宝積寺山門で命ごいをされた住職はどうすることも出来ず、この後小幡氏は勢力を失い、宝積寺山門は何度建てても必ず火災に遭ったといわれ、お菊の崇りと囁かれた。

また、町内の至る所に石仏・塔碑・磨崖仏に大別される石造遺物が見られ、雄川の結晶片岩の板状の自然石に、梵字等を刻む中世の板碑が数多く残っている。

カ 近代産業及び産業遺産

甘楽町の地場産業である瓦製造業については、町の地質的要件と地形的背景によるところに大きな要因がある。

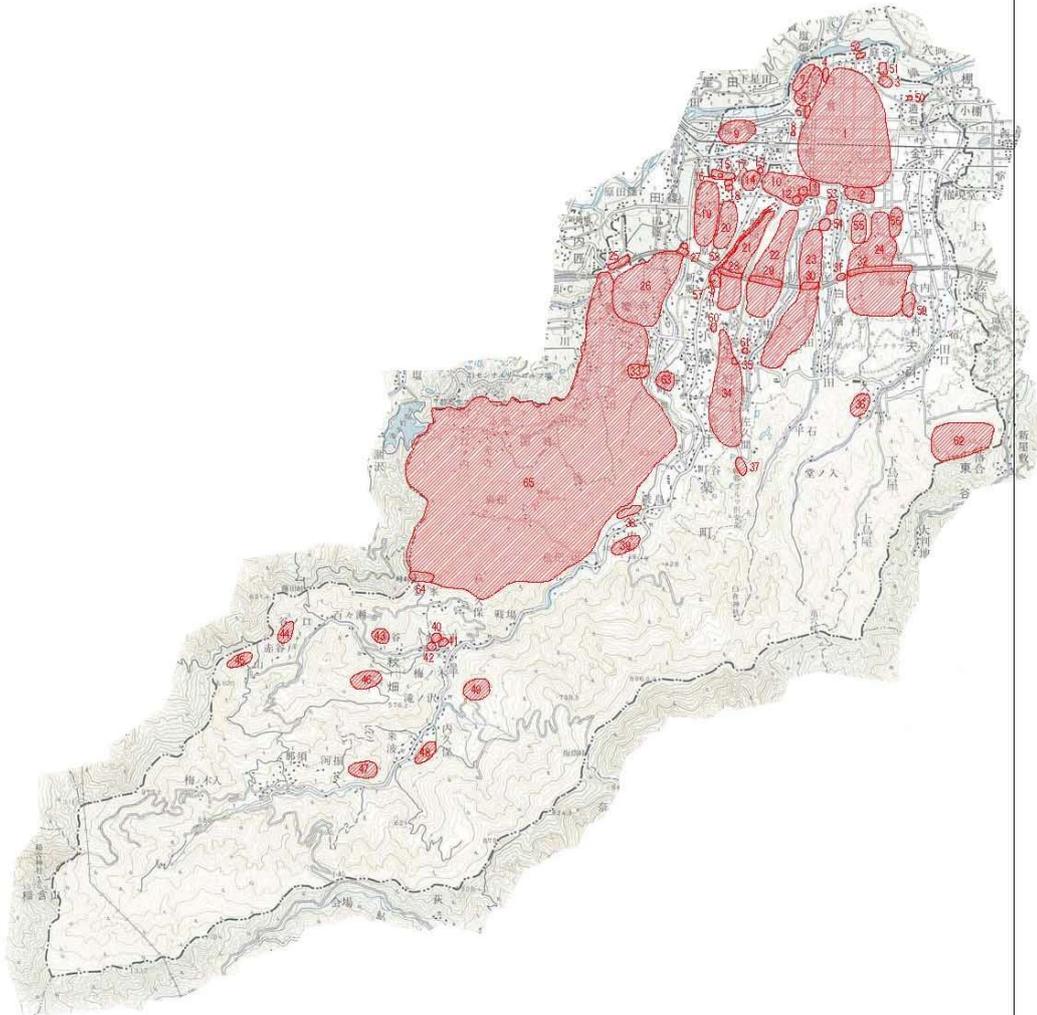
町の北部を東流する鍋川によって形成された比高差5～7mを測る河岸段丘上には、良質の粘土が採掘され、このため河岸段丘周辺に焼成窯が構築された。

天保11年(1840)小幡藩の工事用命に際し、石川久太郎を藩の御抱え瓦職人とし、福島地区に瓦工場が建築された。これが「福島瓦」の始まりである。

特に明治5年(1872)10月に操業が開始された官営富岡製糸場の建設にあたり、瓦は勿論のこと製糸場のレンガも輸入に頼らず全て福島で焼成された。レンガは河岸段丘を利用して登り窯を築き焼成している。これにより「福島瓦」の知名度が上がるとともに銘柄品となり、近代産業の礎を築いた。また、武家屋敷地区や町屋地区、さらには群馬県内外など、福島瓦は各地で葺の波を飾って来ている。

このように、瓦製造業は全国各地の屋根に使われ、日本の近代化の一翼を担った産業として、地域の歴史を語る上で必要不可欠な近代産業であり、福島瓦が葺かれた建造物は、近代産業遺産として貴重である。

甘楽町遺跡分布地図



S=1:70,000



(4) 風俗・慣習としての年中行事

① お棚さがし

三元日に、神様に供えたもの（餅等）を、この日に全て一度下げて、一緒に煮て神様に供え、家族全員で食べ家内安全、身体健康などを祈る年の始めの伝統的な行事として広く町内で行われている。

行事日：1月4日

② 春祈祷(はるぎとう)

元来は、新しい年に当たり、それぞれの家庭において、家内安全、五穀豊穡、身体健康などを祈る家庭祭祀で、神棚などに神饌をお供えし、今年一年の家運隆盛を祈る伝統的な行事である。

現在では、隣組の組織などでもこれにならって、組長、書記、会計や大組長。地区の公民館があるところでは、館長、副館長、会計。さらに組行事の当番者。祭事の当番者など、一年の行事等を決める大事な行事となっている。

行事日：1月下旬～2月上旬

場 所：各地区の公民館等

③ ドンドン焼き

かつては、1月14日の夕方、各世帯で取り除いたお正月の松飾、竹、注連縄などを集落のはずれの道祖神に持ち寄り高く積み上げて燃やす行事であったが、現在は、防火のため水田などの安全な場所で、1月15日の早朝に集落の人や消防団員が集まり燃やしている。

この火に当たると風邪をひかないといい一年の無病息災を願う伝統的な行事として行われている。

行事日：1月15日

④ 節分

大豆を炒り、年男を先頭に子どもたちが「福は内、鬼は外、福は内」と大きな声で叫びながら大豆を撒き厄払いを行う伝統的な行事である。

撒く場所は、床の間が最初で便所が最後となる。自分の年齢だけ大豆を食べるとその年は無病息災であるといわれている。

一部地域では、豆の一部を残しておき、初雷の時に「遠くのくわばら」と叫んで撒くと雷の害が防げるとい地域もある。

行事日：2月3日

⑤ 百八灯



■白倉本村百八灯

近世後期に起源を持つとされる百八灯という行事が行われている。

この行事は、毎年8月15日の盂蘭盆の夜に村にあるお宮などに集まって、108本のろうそくに火を灯して、祖先の霊を祀り、霊が霊界に帰る、送り盆の行事である。送り盆の行事に参加して、厳かに祖先の霊を送り、悪疫退散を祈願する伝統的な行事である。

行事日：8月15日

⑥ 十五夜

旧暦8月15日の夜すすきの穂を、15本立て満月を祝う。月見団子、サトイモ、栗、饅頭、飴玉等の丸いものを箕に入れ、十五夜の月見の祝いを行う伝統的な行事である。子どもたちは、組を作って、他家の供え物を取って食べることが黙認されている。これは十五夜盗人といって、供物を取られると蚕が当たるとい縁起をかついでいるからである。

行事日：旧暦8月15日

⑦ 十日夜（トウカンヤ）

旧暦10月10日に、その年の豊作を祝う行事で餅をついて食べる。子どもたちは3～4人のグループになり巻藁、こんにゃく芋の葉、茗荷の葉などを束ねて、手に持ち家々をまわり玄関で叩きながら、次のようなことばを唱えた。迎えた家ではお菓子などを振舞う伝統的な行事である。

十日夜、十日夜、十日夜はええもんだ
朝そばきりに、昼だんご
よう飯食っちゃあ、ぶっぱたけ
こんにやく玉も、じゅうぶんに
菜大根も、じゅうぶんに
鏡のような餅食って
油のような酒飲んで
十日夜、十日夜、十日夜はええもんだ
十日夜、十日夜、十日夜はええもんだ

行事日：旧暦10月10日

⑧ 屋敷まつり

夕方に赤飯を炊き、尾頭付きの魚を焼いて屋敷神様に供え、家族全員で食べ家内安全を願う伝統的な行事である。

行事日：12月15日